(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢字中坂三七八番一から甲斐市志田字砂間八三九番一まで	前	BA 六・八五～一二・〇〇	三一二〇メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 六・八五～一二・〇〇	二三・五二五キロメートル 三二〇メートル 一六八・四〇	
		一二・〇〇～一六・四〇	一八・〇六二	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月八日　近畿地方整備局長　谷本　光司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
京都府綴喜郡井手町大字多賀小字野上四三番一から同町大字多賀小字鐘付一〇番一まで	前	八・三三～一七・九四	三九・三二メートル 〇・四三四キロメートル
	後	八・三三～一七・九四	三九・八八メートル 〇・四三四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○近畿地方整備局告示第三十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月八日　近畿地方整備局長　谷本　光司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十四号	京都府綴喜郡井手町大字多賀小字野上四三番一から同町大字多賀小字鐘付一〇番一まで	近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年二月九日

○近畿地方整備局告示第三十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年二月八日　近畿地方整備局長　谷本　光司

一　登録番号

近畿地方整備局長　9

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社技研

三(1) 評価員の氏名の変更

変更前	中島　克敏
変更後	—

(2) 変更年月日

平成二十五年一月二十一日

○沖縄総合事務局告示第一号

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十八において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次のとおり登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十五年二月八日　沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

登録小型船舶教習事務を行う者の代表者の氏名

（変更前）宇野まどか

（変更後）當銘まどか

国会事項

衆議院

質問書提出

二月六日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

バイオディーゼル混合燃料への軽油引取税課税に関する質問主意書（小池政就提出）

汚泥処理の能力制限の見直しに関する質問主意書（小池政就提出）

参議院

質問主意書提出

二月六日議員から次の質問主意書が提出された。

我が国の国政選挙における選挙期間等に関する質問主意書（藤巻幸夫提出）（第一七号）

我が国が締結している国際約束と今後の在り方に関する質問主意書（山田太郎提出）（第一八号）

質問主意書転送

二月六日次の質問主意書を内閣に転送した。

環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定への交渉参加検討に関する質問主意書（平山幸司提出）（第一四号）

人事異動

内閣

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣広報室））　谷口　智彦

に採用する

任期は平成二十七年一月三十一日までとする

（東京地方検察庁検事（併）法務省大臣官房司法法制部付）　中村　芳生

検事

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する　森田　正信

（文部科学省大臣官房付）　文部科学事務官

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する　井内　正敏

（金融庁総務企画局参事官）内閣府事務官

（総務省情報流通行政局地域通信振興課長）総務事務官　今川　拓郎

（内閣府参事官（社会基盤担当））

（政策統括官（経済社会システム担当）付）内閣府事務官　沓澤　隆司

（内閣府参事官（防災計画担当））

（政策統括官（防災担当）付））

同　笹川　敬

（消防庁消防・緊急課長）総務事務官　横田　真二

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する　藤山　秀章

内閣官房国土強靭化推進室参事官を命ずる（各通）

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　森山　茂樹

（同）同

内閣官房国土強靭化推進室参事官を兼ねて命ずる（各通）

（東京地方検察庁検事（併）法務省大臣官房司法法制部付）　中川　深雪

検事

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する　濱口太久未

（文部科学省大臣官房付）文部科学事務官

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

内閣官房教育再生実行会議担当室参事官を免ずる（以上二月一日）